

# 固定資産税・都市計画税は納期限までに納めましょう

## 固定資産税・都市計画税の納期(第1期)

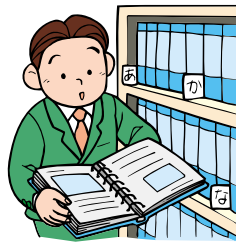
納税通知書は、今月初めごろに送ります。

納期限 5月2日(月)まで

※今年度から、コンビニエンスストアなどでも納付が可能になりました。(関連15ページ)

## 縦覧帳簿の縦覧

とき 5月2日(月)まで(土・日曜日、祝日を除く)8時30分～17時15分  
ところ 資産税課(市役所本庁2階)、各支所の地域振興課



※本人確認のできる物(運転免許証、健康保険証、納税通知書など)が必要です。

## 申告や申請は忘れずに!

○固定資産税に係る償却資産については、申告手続きが必要です。支店や営業所などを含む、市内に所在する

事業者は、申告漏れなどのないよう注意してください。

○土地や家屋の内容に変更がある場合は、不動産登記の申請が必要です。この申請手続きや各種申告がされていないことにより、変更内容が課税に反映されていない場合がありますので、確認してください。

## 本郷都市計画用途地域に都市計画税がかかります

今年度から、本郷都市計画用途地域内(下図の■の区域)に土地・家屋を所有する人に、都市計画税がかかります。

都市計画事業の財源と税負担の公平性を確保するため、理解をお願いします。

### ◆都市計画税って?

都市計画施設の整備や土地地区画整理事業を行う費用に充てる目的税です。

### ◆税額の計算方法は?

税額 = 課税標準額 × 税率(0.3%)

※課税標準額は、原則、固定資産税と同じですが、特例措置や負担調整措置などにより、異なる場合があります。

### ◆納付の方法は?

固定資産税と併せて納付することになります。詳しくは、納税通知書を確認してください。

問い合わせ先 資産税課 ☎08448

6032 FAX 08448 6132

